

旅行冊子の制作等を始めとしたフィールドパビリオン魅力発信業務 仕様書

1 委託業務名

旅行冊子の制作等を始めとしたフィールドパビリオン魅力発信業務委託

2 業務目的

国内の旅行検討層や知的好奇心の高い方々を中心に、ひょうごフィールドパビリオン（以下、FP という）の認知向上及び兵庫県への誘客を喚起させることを目的に、FP の魅力を詰め込んだ旅行冊子の制作を行い、プロモーションに十二分に活用する。

【参考】FP 専用ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP 専用 Instagram：https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 旅行冊子の制作

FP の認知向上、兵庫県への誘客促進に繋がるような仕立てを意識した上で、FP の魅力を効果的に読者に伝え、ひょうご旅へのインスピレーションを与えるような旅行冊子（紙媒体、電子媒体両方）を制作すること。

① 制作にあたってのポイント

- (ア) 雑誌媒体のブランド等の活用も含めて、思わず手に取ってもらえるような表紙、内容とすること。
- (イ) 旅行を検討している方々にとって、見やすく、わかりやすい内容とすること。
- (ウ) FP のテーマ“Our Field, Our SDGs”を踏まえ、単なる観光ではなく、地域における固有性や唯一性、ストーリーのほか、認定プログラムのSDGsに資する学びの要素や楽しさ、本物感等が伝わるような工夫や編集を心掛けること。
- (エ) 誌面では伝えきれない具体的な詳細情報を伝えるため、WEBページにリンクするQRコードを活用するなどの工夫を行うこと。

※ここでいうWEBページとは、上記記載のFP専用ウェブサイトや各FP認定プログラム事業者の公式サイト等を想定

② 掲載内容

- (ア) FP の概要を分かりやすく示した図や記載は必ず誌面に含めること。
- (イ) 読者を惹きつけるような特集記事等は必ず誌面に入れることとし、そこで取り上げるプログラムについては原則FP現地まで取材に行き、取材を基にした記事制作をすること。
- (ウ) FP のプログラムを含めたモデルコースを示すなど、読者が兵庫へ訪問したくなる仕掛けを組み入れること。
- (エ) FP 認定プログラムは現在 211 件（第1～5次認定）あり、6月頃を予定している第6次認定を含めると、約 240 プログラムになると思われる。多くのプログラムを冊子で紹介できたらと考えるが、ページ構成上困難な場合も想定されるので、誌面にFP専用ウェブサイトのプログラム一覧ページのリンクを

組み込むなど当該冊子から全プログラムの情報を確認できるような仕掛けを設けること。なお、詳細については事業者決定後、県と協議の上、決定する。

(オ) FP の認知向上、兵庫県への誘客促進に繋がる構成内容の提案を行うこと。事業者決定後、ご提案頂いた内容等を踏まえて、随時県と協議のうえ最終的なページ構成や内容等を決定する。

(カ) 紙冊子と電子冊子は、原則同内容のものとする。

③ 紙冊子の印刷規格

(ア) 印刷色数：フルカラー

(イ) サイズ等：A4サイズ 20 ページ（表紙、裏表紙を含む）以上の中綴じを基本とするが、提案により変更可能とする。地図などの折り込みやとじ込み付録等の提案も可能とする。

(ウ) 紙質等：提案による

(エ) 印刷部数：20,000 部以上

※追加発注する場合のコストや対応方法は企画提案書に明示すること

(2) 旅行冊子（紙媒体・電子媒体両方）を活用したプロモーション

より多くの方々に兵庫県の魅力を届けて、実際の誘客へとつなげていくため、制作した旅行冊子を活用したプロモーションを展開する。企画提案書には想定閲覧数などプロモーション効果が分かる数値を明記すること。

① オウンドメディアや SNS 等を活用したプロモーション

提案者が保有するウェブサイト等に、今回制作した旅行冊子に遷移する特集ページを設けるなど、提案者のオウンドメディアを活かしたプロモーションを行う。

② プロモーション素材の作成

現地取材の様子を活用したショート動画やチラシなど、上記で活用するためのプロモーション素材を作成する。なお、素材で使用するための撮影等は、(1)での現地取材等の機会を活用すること。必要に応じて、県が所有する素材も提供する。

③ 旅行冊子の配布先の調整・発送

作成した旅行冊子（紙媒体）について、最も効果が発揮できるような配布先を調整するとともに、発送を行う。なお、全数ではなく、一部は県が使用する。

④ その他

上記①～③で記載している内容以外で、提案者の強みを活かしたプロモーションがあれば、提案を行うこと。なお、委託費の範囲内とする。

(3) (1) (2) 共通の留意事項

① 本業務には、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認、校正、印刷製本、納品までの制作に伴う一切の業務を含むものとする。

※委託者は、FPに係る県保有の画像や必要資料等の提供など、受託者の業務遂行に協力する。

② 旅行冊子の掲載内容については、厳密な確認及び校正を行うものとする。校正は受託者において行うが、委託者による確認・校正も行う。

③ 著作権等の権利関係で、成果物（旅行冊子や動画等）の使用制限があれば、企画提案の段階で明示すること。なお著作権等の権利は成果物納品後、県に帰属することが望ましい。

5 納品

(1) 成果物

受託者は、旅行冊子（紙、電子媒体両方）の制作及びそのプロモーション業務が終了したら、速やかに委託者に納品すること。

また本業務が終了したとき、実施結果等を記載した「業務報告書」も提出すること。

(2) 納品場所

- ・兵庫県企画部フィールドパビリオン推進課
（神戸市中央区下山手通5丁目 10-1 兵庫県庁2号館3階）
- ・別途指定する場所（県内約30か所）

(3) 納入方法

- ・旅行冊子（紙媒体）：印刷物2万部以上
（100部ずつ梱包し、委託者の指示する部数を上記各所へ納入）
- ・旅行冊子（電子媒体）、業務完了報告書：電子データ
（必要に応じてCD-ROM等の記録媒体により納品すること）

(4) 納品期限

- ・旅行冊子（紙、電子媒体両方）：令和6年9月16日（月） 17:00
- ・業務報告書：令和7年3月31日（月） 17:00

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合は、精算額により支払金額を確定するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県に提出し、兵庫県の書面による承認を得た場合は、兵庫県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。
なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は兵庫県に対し全ての責任を負うものとする。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。